

令和6事業年度
(第17期)

事業報告

〔 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで 〕

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

事業報告

（令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当社は、輸出入及び港湾・空港手続とこれに関連する民間業務を官民の垣根を越えて処理する官民共同利用システムである輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System））の安定運用及びお客様へのサービスの向上等当社に課せられた使命を果たしていくとともに、港湾・空港におけるより利便性の高い「総合物流情報プラットフォーム」の構築を引き続き目指すこととしています。

これを実現するため、当事業年度は、①システムの安定運用とサービス向上、②「総合物流情報プラットフォーム」の構築、③新規事業、④経営基盤の強化、⑤サステナビリティ課題、⑥お客様や株主様への還元という6つの重点計画を策定して事業運営に取り組みました。

その結果、当事業年度の売上高は、10,127百万円、営業利益は1,119百万円、経常利益は1,081百万円、当期純利益は751百万円となりました。

6つの重点計画の推進状況は、以下のとおりです。

① システムの安定運用とサービス向上

イ 本事業年度は、システム障害の予兆となり得る事象・現象の段階で横並び点検を行うなどプロアクティブ・マネジメントを実施し、システム障害の発生を未然に防ぐなど、24時間365日、システムの安定運用に努めた結果、システム稼働率は100%（計画的な停止を除く。）を達成しました。

また、令和6年11月から12月にかけて「システム総合点検」を行い、システムが安定的に稼働するよう、保守・運用に努めました。

その他、過去の大規模なシステム障害の教訓から令和6年12月には「システム障害発生時の対応訓練」を実施し、システム障害や大規模災害等によるシステム停止に対し、システムの迅速な復旧を確保できるよう努めてきました。

なお、最近の小口貨物の急増によるトラフィックの集中に伴うNACCSの業務処理遅延に対応するため、令和6年5月に対策を実施し業務処理の改善を図りました。

ロ サービス向上の取組としては、NACCS有料セミナーを令和6年9月までに海上輸出入通関手続きカリキュラム3回、本社及び関西事務所において開催しました。なお、NACCS有料セミナーは、令和7年10月を予定している次期（第7次）NACCSの更改を控えていることから、令和6年10月以降の開催を見合

わせることとしました。

「より使い易いNACCSの実現」に向けて、NACCS委員宛にメールを配信し、NACCS関連情報を随時提供しました。

また、NACCS協議会を開催し、次期（第7次）NACCS更改に関する情報紹介等を行いました。

ヘルプデスクにおいて、お客様からのお問い合わせに24時間365日に対応しました。応答率の更なる向上のために、「チャットボット」の対象コンテンツの拡充や虎の巻シリーズ第4弾の新規公開、掲載資料の見直しを図りました。

ハ NACCSを利用されているお客様や関係省庁及び関係団体への1,065件の訪問（オンライン会議を含む）及び全国で58回のNACCS講習会の実施等、お客様との対話等の機会を多くつくり、国際物流やNACCSに関連する情報提供や意見交換を積極的に行うことにより、お客様との接点の拡大及び強化に努めました。

ニ NACCSの機能改善を進めるとともに、NACCSの利用の開始を検討されるお客様への訪問等によるサポート、令和7年4月よりNACCS上に保税管理資料が保存された状態でも保税台帳として認められることとなることについて、関係省庁と連携し、NACCS未加入の保税蔵置場等への周知に向けたリーフレットの作成など、更なるNACCSの利用促進に努めました。

ホ 令和7年3月末現在、NACCS参加事業所数は海上18,929事業所、航空14,906事業所となり、令和6年3月末時点と比べて海上で1,214事業所、航空で1,186事業所増加しています。（なお、「海空共用」の事業所は、航空及び海上の両事業所に含めています。）

② 「総合物流情報プラットフォーム」の構築

イ 最新技術・手法の動向及び物流情報化の進展を踏まえつつ、システムの機能向上に取り組むとともに、新規事業の推進による周辺サービスの拡大を図ることで、令和6年度も引き続き港湾・空港における利便性・信頼性・経済性の高いより効率的な「総合物流情報プラットフォーム」の構築に取り組みました。

国際物流サービスの利便性向上に向けた取組の一環として、国土交通省港湾局が構築したデジタルプラットフォームである「Cyber Port(サイバーポート)」との更なる連携に向けた検討を進めました。Cyber Portの港湾物流分野との連携に関しては、Cyber Port経由で実行可能なNACCS連携業務の拡充（24業務）に係る検討を進めました。Cyber Portの港湾管理分野との連携に関しては、港湾統計に係る連携項目等の拡充に向けた検討を進めました。

また、他の貿易プラットフォームとの連携に向けて貿易プラットフォームの活用促進に向けた検討会等に参加しました

ロ 令和6年3月の情報処理運営協議会において、次期（第7次）NACCSの詳細

細仕様が承認されたことから、システム開発を進めつつ、詳細仕様、接続試験及び利用申込等に係るお客様への説明会を実施しました。

また、お客様及び関係省庁等の外部システムとの接続試験を実施しました。

ハ 当社のコア事業戦略であるシステムの安定運用とお客様へのサービス向上、より利便性の高い「総合物流情報プラットフォーム」の構築に向けた取組として、令和6年度においてもA I等の最新技術の実用化に向けて情報収集を実施しました。

また、次期（第7次）N A C C S以降の中長期のあるべき姿について社内検討に加え、外部委託調査等も実施し検討を進めました。

③ 新規事業

イ 国際貿易等関連情報提供業務（N A C C S 情報プラザ[®]）について令和6年7月1日にサービスを開始し、国際物流・貿易業界の発展に寄与する情報の提供に取り組みました。

ロ N A C C S の管理する情報を活用した情報提供等サービスについて検討しました。

ハ 実施中の事業

（イ）N A C C S を利用されている通関業者様を対象に、N A C C S で処理された輸出入申告等の訂正情報を抽出・編集し、お客様自身で加工・分析可能なファイル形式で情報を提供する「輸出入申告訂正情報の分析サービス」について、サービスを利用しているお客様へ随時フォローアップを行い、お客様の業務効率化の貢献に努めました。

（ロ）N A C C S を利用されている通関業者様を対象に、N A C C S で処理された輸出入許可通知情報と併せて、当該申告に関連する通関関係書類を、N A C C S 内に管理・保管する「貿易関連書類電子保管業務（NACCS-DMS[®]）」について、サービスを利用しているお客様へ随時フォローアップを行い、お客様の業務効率化の貢献に努めました。

ニ 輸入申告に係る原産地証明書のデータ交換について令和7年3月にタイとパイロット運用を開始しました。

また、令和6年5月及び11月に開催されたP A A（Pan Asian e-Commerce Alliance）会合に参加し、当社からN A C C S の近況等について報告するとともに、各メンバー間での連携について意見交換を実施しました。

※ P A A は、貿易・税関関連システムの運用を担う事業体の集まりであり、当社を含め、アジア地域を中心にオセアニア、ヨーロッパ、中東、アフリカ地域から正規会員13社・賛助会員7社が加盟しています。P A A では、手続の電子化・ペーパーレス化を通じた貿易円滑化の推進を目的とした活動を進めています。

ホ お客様の利便性向上につながる施策について、専担の部署において、その実現可能性について様々な方法を検討しました。特に、NACCSの基本操作等を学習できるサービスの検討に取り組みました。

④ 経営基盤の強化

イ 重要な経営判断と業務執行の監督を行う取締役会（社外取締役2名を含む）と、取締役会から独立した監査役会、さらには取締役会の諮問機関である第三者委員会の「経営諮問委員会」及び「情報処理運営協議会」により、経営の適法性・妥当性が確保されるコーポレート・ガバナンスの実現に努めました。また、令和6年9月に社外取締役が逝去したことに伴い、コーポレート・ガバナンス維持の観点から、例年6月に開催している定時株主総会を待たず、令和7年2月に臨時株主総会を開催し、後任を選任しました。

ロ お客様に信頼していただける会社であり続けるため、社員一人ひとりが、法令はもとより社内規程や企業倫理等を遵守するよう、研修の実施に際しては派遣社員も対象に加える等、コンプライアンスの徹底に取り組みました。

ハ 調達手続の透明性を確保するとともに、適切な予算執行管理により、経費削減、効率的な経費支出及び業務処理の最適化に努め、安定的な経営の維持及び向上に努めました。

ニ 安定的収益を確保しつつ経済性の高いシステムとなるよう、利用料金の検討を行い、次期（第7次）NACCS更改時に一部業務の利用料金を引き下げるなどについて、財務大臣から料金表を含む事業計画の認可を受けました。

ホ 当社の持続的成長を実現するためには、システムの安定運用や新規事業を推進していく必要があります。これらの取り組みを進めるためには、社員の能力を向上させ最大限発揮していくことが必要不可欠です。そこで、システムの専門知識を有する社員、NACCSの運営能力に優れた社員及び国際物流・国際貿易実務に精通しグローバルな視点で新たな価値を創造できる社員を育成するため、関係先への派遣研修や現場視察のほか社員の自律的なスキルアップを目的としてオンデマンド型研修の導入を進める等、研修の充実に努めました。

ヘ 当社が運営・管理するNACCSは、大規模災害が発生した場合でも国際物流に影響を及ぼさないよう早期復旧を図ることが重要と考えており、平成26年8月には災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されました。万一大規模災害が発生した場合であっても、NACCSの早期復旧を図れるよう、業務継続計画における社外も含めた連絡先の更新を定期的に行うとともに、災害対応訓練の一環として社員の安否確認訓練を実施するなどの対応に努めました。

また、当社を取り巻くリスクについて、定期的に見直しを行い、リスク管理の徹底に努めました。

ト 情報セキュリティ対策の一環として自己点検を実施するとともに、お客様の情

報が含まれる書類の紛失事案が発生したことを受け、情報セキュリティに関する意識の向上及び知識の習得を図るための研修の実施に際しては派遣社員も対象に加える等、情報セキュリティの強化に努めました。

チ サイバーセキュリティの確保についても重要であると考えており、NACCS及び社内システムにおいてIDS、IPS等の外部からの不正侵入検知機構を用いた監視を徹底すると共に、NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）等の外部機関と連携する等サイバーセキュリティの強化に努めました。

リ 当社ホームページやSNSを活用し、当社の業務内容に関する積極的な情報公開を行ったほか、障害発生時のお客様への情報発信にも活用しました。

ヌ 情報処理運営協議会をはじめとしたお客様との定期会合等の活用や当社ホームページに設置した「NACCS110番」によりお客様のご意見・ご要望を収集し、社会ニーズの把握に努めました。

⑤ サステナビリティ課題

輸出入等関連業務を電子的に処理するNACCSの安定運用を通じ、国際物流と国際貿易の発展、ひいては我が国の国際競争力強化に寄与しました。また、温室効果ガス削減に関しては、会議におけるタブレット端末の活用や、郵送が必要な書類の見直しなど、引き続きペーパーレス化の推進に取り組みました。社員の活躍推進に関しては、性別を問わず多様な人財が活躍できる職場作りを目指して講演会や研修を実施し、社員の意識向上に取り組みました。

⑥ お客様や株主様への還元

お客様や株主様との建設的な対話を通じてシステムの安定運用とサービスの向上に努めるとともに、株主様を含むお客様の信頼と期待に応えられる企業を目指し、NACCSと親和性の高い新規事業等の実施・検討を進めるなど、持続的な成長を通じた中長期的な企業価値の向上に努めました。

令和6年度は前年度の当期純利益を踏まえ一株当たり6,000円の期末配当を実施しました。

（２）資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

該当事項はありません。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

- ⑤ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区分	令和3事業年度 (第14期)	令和4事業年度 (第15期)	令和5事業年度 (第16期)	令和6事業年度 (第17期)
売上高	8,665百万円	8,881百万円	9,414百万円	10,127百万円
経常利益	615百万円	614百万円	728百万円	1,081百万円
当期純利益	444百万円	511百万円	490百万円	751百万円
一株当たり 当期純利益	44,477.25円	51,199.10円	49,092.73円	75,182.31円
総資産	18,171百万円	17,704百万円	15,435百万円	13,172百万円
純資産	7,157百万円	7,616百万円	8,052百万円	8,743百万円

(4) 対処すべき課題

① システムの安定運用とサービス向上

当社は、今後とも民間業務（貨物管理等）を含む輸出入等関連業務を安定的かつ効率的に提供していくため、システムの安定運用とお客様に対するサービス向上等に努めます。

次期（第7次）NACCSにおいても、システムの安定運用とサービス向上を最重要課題として取り組みます。

イ NACCSは輸出入申告件数の約99%を電子的に処理しており、予期せぬシステム障害は輸出入等関連業務の迅速かつ的確な処理を阻害してしまいます。このため、引き続き小口貨物の急増等によるトラフィックの増加など、想定しうるリスクへの対応策を事前に講じるなどプロアクティブ・マネジメントを実施し、システムの障害発生等を未然に防ぐなど、24時間365日システムの安定運用に努め、システム稼働率100%（計画的な停止を除く。）を目指します。

また、システム障害や大規模災害等によるシステム停止に備え、引き続きシステムベンダーや関係省庁との連携を強化するとともにシステム障害対応訓練等を実施し、万一システム停止が発生した場合には、迅速な復旧を目指すとともに対応状況等について速やかにお客様にお知らせするよう努めます。

ロ お客様のニーズを十分把握し、NACCSを利用されるお客様のための情報発信元であるNACCS掲示板の機能改善と各種セミナーの拡充を図り、お客様の視点に立ったサービスの提供を継続します。また、定期的なメール配信により、NACCSをご利用いただくお客様にとって有用な情報を提供します。

そして、引き続き全国のお客様及び国際物流に関連する各種団体様等との情報交換については、対面形式に加え、Web会議を活用するなど、お客様の利便性を確保しつつ様々な声を集約して「より使い易いNACCSの実現」を目指します。

利用契約手続については、お客様対応の品質向上のために、業務の効率化を推進します。

お客様からのお問い合わせに対しては、引き続き迅速かつ的確な対応に努めるとともに、お客様の問題解決に寄与できるようNACCS業務実施時に参考となる掲示板の資料及びチャットボットの対象コンテンツを拡充します。

ハ 国際物流における小口貨物の急増等によりNACCS業務を取り巻く環境が大きく変化している状況においても、引き続き円滑にNACCSをご利用いただくためには、お客様からの更なる信頼を獲得することが必要です。

このため、関係省庁及び関係団体とも連携しつつ、お客様との接点の拡大及び強化に取り組むとともに、お客様との対話等を通じた積極的な情報提供や意見交換に取り組みます。

ニ NACCSは民間業務（貨物管理等）を含む輸出入等関連業務を処理する官民共同利用システムであり、これらの業務に携わるより多くの皆様がシステムを利用することはシステム化の効果を高め、国際物流の効率化と発展につながるとの観点から、NACCSの利用申込の働きかけ、既存業務の利用に係る提案及びNACCSの機能改善への取組を推進し、更なるNACCSの利用促進に取り組みます。

ホ お客様に対し、次期（第7次）NACCSに関する情報を周知徹底するよう努めます。さらに、お客様との対話等を通じ、お客様の声を集約・分析したうえで、NACCS掲示板・各種資料を充実させるとともに、総合運転試験から更改の時期にかけてヘルプデスク要員の増員も行い更改期のお問い合わせ対応体制を強化します。これらについて、全社横断的な体制で取り組み、お客様の次期（第7次）NACCSへの円滑な移行をサポートします。

② 「総合物流情報プラットフォーム」の構築

これまでNACCSはシングルウィンドウとしての機能向上等、港湾・空港における利便性・信頼性・経済性の高い効率的な「総合物流情報プラットフォーム」として進化してきました。引き続き、最新技術・手法の動向を踏まえたシステムの機能向上、業務運営の効率化及びお客様への的確かつ柔軟な対応に取り組めます。

さらに、我が国における国際物流・国際貿易の動向を踏まえつつ、基幹システムであるNACCSについて、次期（第7次）NACCS以降の中長期のあるべき姿を検討しており、それを踏まえ、今後のNACCSの具体的な内容を考えていきます。同時に関連する他の「デジタルプラットフォーム」との連携についても検討を

加速します。これらの取組に加え、新規事業の推進等周辺サービスの拡充を図ること
とで、より利便性の高い「総合物流情報プラットフォーム」の構築に努めます。

イ 次期（第7次）NACCSへの更改

次期（第7次）NACCSへの円滑な移行に向けて、総合運転試験及びシステム移行に係るお客様への説明会を開催します。総合運転試験では、関係省庁及び民間のお客様の参加を得て、本番と同じ環境で既存業務及び新規業務の動作確認並びに端末操作などの習熟訓練を実施します。

ロ 最新技術の調査と実用化に向けた検討

お客様へのサービス向上や、当社のコア事業戦略であるより利便性の高い「総合物流情報プラットフォーム」の構築に向けた取組として、AI等の最新技術の実用化に向けた具体的な検討を行います。

ハ 海外システムとの連携

輸入申告に係る原産地証明書のデータ交換、電子植物検疫証明書の導入及び出港前報告制度における海上コンテナ貨物に係る積荷に関する事項の報告等、国境を越えた電子情報交換を推進します。

また、PAA（Pan Asian e-Commerce Alliance）、WCO（World Customs Organization）、海外のサービスプロバイダー（出港前報告を電子的に行う体制を整備するためにNACCSと接続した者）との連携等を活用して、海外の最新技術及びその活用事例の情報収集を行い、海外システムとNACCSとの更なる国際的な情報連携に向けた検討を行います。

③ 新規事業（目的達成業務）

国際物流と国際貿易の発展、ひいては我が国の国際競争力強化に寄与するため、新規事業に取り組み、お客様の利便性向上を図るとともに利益の確保に努めます。

また、お客様のニーズを踏まえ、将来的な収支について慎重に見極めつつ、将来、当社の収益の柱となり得る新規事業の検討を行います。

イ 実施中の事業

国際貿易等関連情報提供業務、貿易関連書類電子保管業務及び業務状況等分析業務について、収支を含めた事業の現状分析に取り組み、早期の黒字化を目指すとともに、累積損失の改善に努め、お客様の業務効率化等に貢献できるよう、引き続きサービスを提供します。

ロ 検討中の事業

貨物状況通知サービス提供への取組

貨物の搬出入等の貨物状況に係る情報の更新時にリアルタイムかつ自動的に通知を行うサービスの提供に取り組みます。

ハ その他新規事業の検討

お客様の利便性向上を図るとともに利益の確保につながる施策については、専

担の部署において、その実現可能性について様々な方法を検討していきます。特に、NACCSの基本操作等を学習できるサービスやNACCSの管理する情報を活用した情報提供等サービス（NACCS-i）の検討に取り組みます。

また、諸外国へのNACCS型貿易関連システムに関する支援について、政府からの要請に対応していきます。

④ 経営基盤の強化

当社は、社会に信頼される企業を目指し、今後とも良質なサービスを低廉なコストで提供していくために、引き続き実効性に優れたコーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、経営の効率化の推進、安定的な収益の確保の検討及び人財の育成に努めるとともに、リスク管理、情報セキュリティ及び業務継続体制を引き続き強化します。

また、お客様、株主様をはじめとするステークホルダーの皆様はもとより広く社会全体に対し説明責任を果たしていくために、継続的な情報公開及び開かれた組織体制の構築にも重点を置き、経営基盤の強化を図ります。

イ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、重要な経営判断と業務執行の監督を行う取締役会と取締役会から独立した監査役会、さらには取締役会の諮問機関である第三者委員会により、経営の中立性が確保されるコーポレート・ガバナンスの実現に努めています。

また、近時の株式会社におけるコーポレート・ガバナンス強化の流れを踏まえ、実効性に優れたコーポレート・ガバナンス体制の維持及びより一層の強化を図り、経営の健全性・透明性・効率性の確保に努めます。

ロ コンプライアンスの徹底

社員一人ひとりが、法令はもとより社内規程や企業倫理等を遵守するため、社員研修の充実や内部通報体制の強化等コンプライアンスの強化策を講じてきましたが、お客様に信頼していただける会社であり続けるため、より一層コンプライアンスの徹底に努めます。

ハ 経営の効率化の推進

安定的な経営の維持及び向上を図るため、適切な経費管理、効率的な経費支出及び業務処理の最適化に努めるとともに、調達手続の透明性を確保しつつ、入札に際しては複数者入札になるように取り組みます。

ニ 安定的な収益の確保の検討

安定的なシステム運営やお客様の利便性向上等に必要な収益を確保しつつ、引き続き適切な利用料金の検討に取り組みます。これを踏まえ、次期（第7次）NACCS更改時に、一部業務の利用料金引下げを実施します。

ホ 人財育成

当社の持続的成長を実現するためには、システムの安定運用を図ると同時に新

規事業を推進していく必要があります。そのためには、社員の能力を向上させ最大限発揮していくことが必要不可欠です。そこで、システムの専門知識を有する社員、N A C C Sの運営能力に優れた社員及び国際物流・国際貿易実務に精通しグローバルな視点で新たな価値を創造できる社員を育成するため、適材適所の人員配置や研修の充実、関係先との交流に努めます。

ヘ リスク管理の強化

(イ) 指定公共機関としての対応

当社は災害時に優先復旧が必要なシステムを運営する会社として災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されており、N A C C Sの早期復旧を図れるよう、大規模災害対応訓練を実施するなど万全な対応に努めます。

(ロ) リスク管理の徹底

当社を取り巻くリスクについて、的確に把握するとともに定期的に精査を行い、リスク管理の徹底に努めます。

ト 情報セキュリティの強化

当社が保有する情報資産について機密性、完全性、可用性を維持することは、システムの安定運用と並ぶ当社の最重要課題であるため、定期的に情報セキュリティ監査や自己点検を実施し、情報セキュリティ体制の確認及び必要な対策を講じるとともに、情報セキュリティに関する意識の向上及び知識の習得を図るための研修を実施する等、引き続き情報管理の徹底及びシステム上のセキュリティの確保に努めます。また、サイバーセキュリティの確保に向けた外部組織との連携にも積極的に取り組みます。

チ 業務継続体制の強化

当社が運営・管理するN A C C Sは日本の輸出入等に関するインフラシステムであるため、大規模災害が発生した場合でも国際物流に影響を及ぼさないよう、社員一人ひとりが業務継続計画（以下「B C P」という。）を十分に認識し、大規模災害が発生した場合にはB C Pに沿って対応するとともに、新型コロナウイルス感染症対策の経験を活かし、パンデミック発生時における感染症対策についても適切に対応します。

リ 開かれた組織体制の構築

情報処理運営協議会をはじめとしたお客様との定期会合の開催や当社ホームページの活用などにより、社会のニーズの把握に積極的に取り組みます。また、当社ホームページ及びS N Sの活用並びにお客様への各種説明会等の場を通じて、当社の業務内容に関する積極的かつ分かり易い情報発信を行うとともに、提供する情報についてできる限り拡充を図るなど、引き続き外部に開かれた組織を目指します。

ヌ 働く環境の改善

業務効率の向上や従業員満足度の向上に資する観点から、本社の移転に関する検討を進めるとともに、働き方改革の推進など働く環境の改善を積極的に行います。

⑤ サステナビリティ課題

当社では、以下の3つをサステナビリティ重点課題と特定しています。また、各種事業においてSDGsの17のゴールを意識しつつ、経済・環境・社会が持続可能な状態を実現できるサステナブルな経営を目指します。

イ NACCSの安定運用

輸出入及び港湾・空港手続とその関連業務を処理する官民の基幹システムであるNACCSの安定運用により、国際物流と国際貿易の発展に寄与し、経済の安定的な成長に貢献します。

ロ 温室効果ガス排出量削減

カーボンニュートラルの実現に向け、当社が排出する温室効果ガス削減に取り組むほか、ボランティア活動等を通じ環境問題の解決に貢献します。

ハ 女性活躍推進

女性社員のキャリア形成支援を行うとともに、性別を問わず多様な人財が活躍できる職場作りを目指し、ジェンダー平等の達成に貢献します。

⑥ お客様や株主様への還元

当社は、お客様や株主様との建設的な対話を通じてシステムの安定運用とサービスの向上に努めるとともに、NACCSと親和性の高い新規事業等を実施することで、お客様及び株主様の信頼と期待に答えていきます。

また、お客様サービス向上等に関する各般の取組を推進しつつ、配当を含めた株主様の負託にも応えられる企業を目指し、持続的な成長を実現し、中長期的な企業価値を高めるように努めます。

(5) 主要な事業内容（令和7年3月31日現在）

当社は、輸出入等関連業務を電子的に処理するシステムであるNACCSの管理、プログラム開発・変更等、同システムの運営に関する業務を行っています。

(6) 主要な事業所及び従業員の状況（令和7年3月31日現在）

① 主要な事業所

本社	東京都港区
東海事務所	名古屋市
関西事務所	大阪市
九州事務所	福岡市

② 従業員の状況

従業員数（前期比増減）	平均年齢	平均勤続年数
111名（1名減）	42.4歳	11.9年

注：平均勤続年数は、外部からの出向者（2～3年程度在籍）を除いて算出しています。なお、当社が新卒採用を再開したのは、株式会社となった後の平成22年度からであり、それまでは主に出向者中心の組織構成であったため、上記のとおり比較的短期間となっています。

（7）重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

（8）主要な借入先及び借入額（令和7年3月31日現在）

該当事項はありません。

（9）剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

該当事項はありません。

（10）その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（令和7年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数

40,000株

（2）発行済株式の総数

10,000株

（3）当事業年度末の株主数

49名

（4）大株主

株 主 名	持株数	持株比率
財務大臣	5,001株	50.01%
日本通運株式会社	1,990株	19.90%
株式会社N T Tデータ	500株	5.00%
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	200株	2.00%

国際空港上屋株式会社	200株	2.00%
株式会社辰巳商会	200株	2.00%
株式会社インターネットイニシアティブ	150株	1.50%
大東港運株式会社	120株	1.20%

注1：持株比率は発行済株式の総数に対する持株数の割合で算出しています。

注2：上位9番目の大株主が多いため、記載を省略しています。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	平松 均		
専務取締役	金森 敬	総務部、経営企画部、経理部、事業企画部	
取締役	芦刈 隆	営業企画部、カスタマーサポート部	
取締役	鈴木 文浩	システム企画部、システム運用部	
取締役	鈴木 宏		株式会社二葉 代表取締役会長
取締役	岡藤 正策		株式会社阪急阪神エクスプレス 相談役
取締役	柴田 優子		
監査役（常勤）	麻生 英子		
監査役（非常勤）	間宮 順		スクワイヤ外国法共同事業法律事務所 弁護士
監査役（非常勤）	石崎 篤史		協和株式会社 常勤監査役

注1：専務取締役 中澤正彦、取締役 田中透、監査役 蒲谷春幸、水野雄司の諸氏は、令和6年6月21日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。

注2：取締役 鈴木宏、岡藤正策、柴田優子の諸氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

注3：取締役 鈴木宏氏は、令和6年9月30日をもって逝去により退任しました。

注4：取締役 岡藤正策氏は、令和7年2月7日開催の臨時株主総会において選任されました。

注5：監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の額	備考
取締役	9名	74,866千円	うち社外取締役3名 6,800千円
監査役	5名	22,900千円	うち社外監査役5名 22,900千円
計	14名	97,766千円	

注1：上記取締役及び監査役の支給人員には、令和6年6月21日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名及び監査役2名、並びに令和6年9月30日に逝去により退任した取締役1名を含みます。

注2：上記のほか、当事業年度に退任した監査役に対し、役員退職慰労金4,374千円を支給しております。当該金額には、過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額の一部が含まれております。

注3：平成30年6月22日開催の第10期定時株主総会決議による取締役の報酬総額は年額80,000千円以内（うち令和4年6月24日開催の第14期定時株主総会決議による社外取締役分は9,000千円以内）です。

注4：令和4年6月24日開催の第14期定時株主総会決議による監査役の報酬総額は年額22,000千円以内です。令和6年度に支給した監査役の報酬総額は22,008千円であり、報酬上限額を超過した部分については返還請求を行い、既に全額返還されております。

注5：上記報酬等の額には、当該事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額（取締役2,729千円、監査役892千円（うち社外監査役892千円））を含んでいます。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

区分	氏名	兼職先会社名	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	鈴木 宏	株式会社二葉	代表取締役会長	—
社外取締役	岡藤 正策	株式会社阪急阪神エクスプレス	相談役	
社外監査役	間宮 順	スクワイヤ外国法共同事業法律事務所	弁護士	—
社外監査役	石崎 篤史	協和株式会社	常勤監査役	—

注1：取締役 鈴木宏氏は、令和6年9月30日をもって逝去により退任しました。

注2：取締役 岡藤正策氏は、令和7年2月7日開催の臨時株主総会において選任されました。

② 他の法人等の社外役員等との重要な兼任に関する事項

該当事項はありません。

- ③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係
該当事項はありません。

④ 各社外役員の主な活動状況

イ 社外取締役 鈴木 宏

令和6年9月30日退任以前の当事業年度開催の取締役会6回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と見識に基づき、議案審議等につき適宜必要な発言を行っています。

ロ 社外取締役 岡藤 正策

令和7年2月7日就任以降の当事業年度開催の取締役会3回全てに出席し、経営者としての豊富な経験と見識に基づき、議案審議等につき適宜必要な発言を行っています。

ハ 社外取締役 柴田 優子

当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、国際感覚を有した学識経験者としての豊富な経験と見識に基づき、議案審議等につき適宜必要な発言を行っています。

ニ 社外監査役 麻生 英子

令和6年6月21日就任以降の当事業年度開催の取締役会10回及び監査役会9回全てに出席し、豊富な業務経験と見識に基づき、適宜必要な発言を行うほか、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を適宜行っています。

ホ 社外監査役 間宮 順

当事業年度開催の取締役会13回全て及び監査役会13回のうち12回に出席し、弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、適宜必要な発言を行うほか、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を適宜行っています。

ヘ 社外監査役 石崎 篤史

令和6年6月21日就任以降の当事業年度開催の取締役会10回及び監査役会9回の全てに出席し、豊富な業務経験と見識に基づき、適宜必要な発言を行うほか、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言、提言を適宜行っています。

注：社外監査役 蒲谷春幸及び水野雄司の両氏は、令和6年6月21日退任以前の取締役会3回及び監査役会4回の全てに出席し、議案審議及び監査に必要な発言を適宜行っております。

⑤ 責任限定契約に関する事項

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けています。当該規定に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員（6名）と締結した責任限定契約の概要は次のとおりです。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとしています。

⑥ 当事業年度に係る社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額等	8名	29,700千円	—

注1：上記社外役員の支給人員には、令和6年6月21日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役2名及び令和6年9月30日に逝去により退任した取締役1名を含みます。

注2：上記報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額（社外監査役 892千円）を含んでいます。

⑦ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 当該役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役

(2) 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者が当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や、争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外にすることにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は、全額当社が負担します。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

監査法人 ブレインワーク

(2) 当該事業年度中に辞任した又は解任された会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

(3) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(4) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

(5) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(6) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額 7,000千円

注：監査役会は、会計監査人から提示・説明のあった当事業年度の監査時間や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しました。

(7) 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容

該当事項はありません。

(8) 企業集団全体での報酬等

該当事項はありません。

(9) 解任又は不再任の決定の方針

- ① 当監査役会は、会計監査人が下記に掲げる事項に該当すると認められる場合には「解任又は再任しない」議案の株主総会への提出の可否を検討し決定します。

また、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合には、会計監査人の解任を検討します。

- ② 会計監査人を「解任又は再任しない」議案を検討する事項は以下のとおりです。

イ 会社法、金融商品取引法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合。

ロ その他、会計監査人の監査品質、品質管理、コミュニケーション内容、総合的能力などにおいて、会計監査の適正性、有効性の保持が困難であると判断できる場合。

7. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社が、会社法第362条第5項の規定に基づき、「内部統制システムの整備に関する基本方針」として取締役会において決議した事項、及びその運用状況は次のとおりです。

(1) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び社員は、職務の執行に当たり法令、定款及び社内規程を遵守します。
- ② 取締役及び社員は、遵守すべき法令、定款及び社内規程の具体的な事項についての理解を深め、コンプライアンスを徹底するため、定期的な研修の実施等により意識の向上を図ります。
- ③ 計算書類等が法令に適合し適正に作成されることを確保するための体制整備等を推進します。
- ④ 原則月1回開催される取締役会及び、原則毎週1回開催される経営会議等を通じて取締役相互の意思疎通と相互の監督を図り職務執行の適法性を確保するよう努めます。
- ⑤ 会社は、倫理規程において倫理行動規準を定めるとともに、公益通報規程を定めて、引き続きコンプライアンス違反の未然防止に努めるとともに、コンプライアンスに違反し、又は違反するおそれのある行為に対して適切に対処します。
- ⑥ 入札及び契約に関しては、法令を遵守して行われるよう引き続き適正化を推進します。

【運用状況】

- ・ 社内役員、全社員対象にeラーニングによる研修を実施しています。
- ・ 内部監査人を取締役社長直属にて配置し、年間の監査計画に基づいて監査を実施し、適正性確保に努めています。
- ・ 経営会議には、監査役、内部監査人に出席を求め、適宜意見の表明を受け、適正性、合理性の保持に努めています。
- ・ ハラスメント、内部通報等窓口を設置し、社員に周知し透明性の確保、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見の体制を整備しています。
- ・ 入札・契約においては契約管理部署と実務担当部署を分離して、契約管理規程、職務権限規程に基づき、決裁過程でのチェックの多重化を行っています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、文書管理に関する社内規程等に基づき適切に保存し、及び管理します。また、取締役及び監査役が、常時これらの記録を閲覧できるようにします。

【運用状況】

- ・ 取締役会規程、経営会議規程、文書（取扱・管理・決裁）規程、情報セキュリティ

ィの確保に関する規程等にて、所管部署等を決めて、適切に運用しています。

- ・取締役、監査役に対しては、総務部総務課が窓口となり閲覧の機会を確保しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営全般に係るリスクを認識・把握・管理するためリスク管理に関する社内規程を定めており、リスクに対して適切に対処します。
- ② 経営に与える影響の大きいリスクのマネジメントについては、最重要な経営課題として、取締役社長指示のもと、全社員が迅速かつ適切に対応します。
- ③ システム障害、大規模災害、感染症拡大に係るリスクについては、それぞれのリスク管理のため、システム障害発生時マニュアル及び業務継続計画書（BCP）を作成し、周知するとともに、事故・災害等を想定した訓練の実施等必要な措置を講じています。
- ④ 個人情報を含め会社の保有する情報を様々な脅威から保護するために情報セキュリティの確保に関する規程を定めており、セキュリティ監査や自己点検の実施により引き続き情報セキュリティの確保を図ります。

【運用状況】

- ・総務部総務課を事務局として、「NACCSセンターのリスク」を原則年1回見直し、リスク低減に係る対策の実施状況をチェックしています。
- ・システム障害対策、災害対策、感染症対策については、マニュアル、BCPに従って、全社員参加での研修、訓練や、システムの総点検を実施するとともに、マニュアル、BCPについて毎年見直しを行っています。
- ・個人情報保護については、「個人情報保護基本規程」に従い、保有個人データの記録媒体、保管方法等について、点検を実施しています。
- ・情報セキュリティ確保について、規程に基づき、点検・監査を実施しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 事業運営については、取締役会において中長期的な経営方針を定めた中期経営計画及び単年度の事業計画を策定し、その実績管理を行うことにより、職務執行の効率的な実施を図ります。
- ② 各取締役の担当職務を定めるとともに、組織規程及び職務権限規程を定め、効率的な職務執行を確保します。

【運用状況】

- ・中期経営計画及び令和6事業年度事業計画をベースとした重点取組事項を策定し、進捗を管理して事業運営を行っています。
- ・各取締役は、担当職務を持ち、定期的開催される経営会議等において、業務に漏れや無駄な重複がないか確認しつつ、規程に基づいて効率的に職務を執行して

います。

(5) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の補助社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 会社は、監査役より求めがあるときは監査役と協議のうえ、必要な期間監査役を補助する社員を置きます。
- ② 当該社員の取締役からの独立性を確保するため、当該社員の任命等については、監査役と事前に協議します。
- ③ 監査役からの指示により、補助社員が行う調査・情報収集及び必要な会議出席（代理出席を含む）について、会社はその実効性を担保できる体制を確保します。

【運用状況】

- ・ 監査役の求めにより、総務部総務課員を1名補助社員に任命しています。
- ・ 当該補助社員については、監査役の指示に基づいて、監査役会の事務局運営に加え、監査役会への同席、事務所往査への同行など、監査役の補助業務を行っています。

(6) 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役が取締役会及び経営会議等社内の重要な会議に出席し、取締役及び社員の職務執行状況について、詳細に把握できる体制を確保します。
- ② 取締役及び社員は、監査役の要請に基づき、監査役に対して必要な報告を行うとともに、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、経営に関する重要な事項について気付いた場合には、監査役に対して速やかに当該事実・事項を報告します。
- ③ 会社は、上記②の報告について、報告者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行いません。

【運用状況】

- ・ 監査役は、取締役会及び経営会議等に参加することにより取締役や社員から必要な情報を得ている他、内部監査人、リスク管理担当との意見交換会を開催して必要な報告を受けています。
- ・ ③の方針を徹底しています。

(7) 監査役による監査費用の前払い又は償還の手続きその他費用等の処理に関する事項
会社は、監査役が会社に対して監査等に要した費用について前払い又は償還の請求を行ったときには、それが職務執行上不必要であることが証明されない限り請求に応じます。

【運用状況】

- ・ 監査役の請求に従い、会社法の定めに基づいて適切に対応しています。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査の実効性を確保するため監査役と取締役との間で定期的に意見交換を行い、また、内部監査人及び会計監査人が行う監査について、それぞれの立場で監査役と定期的に意見交換できる体制を整えます。

【運用状況】

- ・ 監査役会にて策定された監査役監査計画を踏まえ、代表取締役、取締役、内部監査人、会計監査人と監査役の間で意見交換を実施しています。

8. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 株式会社の状況に関する重要な事項

- (1) 「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」第7条の規定により、当社の議決権について、政府が常時当社の総株主の議決権の過半数を保有することとされています。

- (2) 定款第23条の規定により、当社に電子情報処理組織による輸出入等関連業務の適切、公平かつ安定的な処理及び利用者利便の向上のため、当該業務に関して専門的知識を有する者及び学識経験者で構成する経営諮問委員会を設置しています。

この経営諮問委員会は、取締役会の諮問に応じ、当社の経営計画（電子情報処理組織の利用料金に関するものを含む。）等を聴取・審議し、これに関し必要と認める事項を取締役に報告することとされています。

- (3) また、定款第31条の2の規定により、当社に取締役及び監査役の候補者の選考を行うに当たって公平性及び透明性の確保を図り、必要となる能力及び適性の評価を行うため、当社の業務に関して専門知識を有する者及び学識経験者で構成する役員選考評価委員会を設置しています。

この役員選考評価委員会は、取締役会の求めに応じ、当社の役員の候補者について評価を行い、その結果を取締役に報告することとされています。

(4) 上記のほか、取締役会規程第15条の規定により、情報処理運営協議会を設置しています。

この協議会は、取締役会の諮問に応じ、輸出入等関連業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機及びこれに附帯する機器の変更又は追加並びにプログラムの改善及び追加に関することについて審議することとされています。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。